

美しい里「小倉の里会」

第1回 定時会員総会

平成21年8月14日(金)

軽井沢風越公園 スカップ軽井沢2F会議室

[本 日 の 議 案]

< 報告事項 >

第1号報告	平成20年度事業報告
第2号報告	平成21年度事業計画の報告

< 決議事項 >

第1号議案	小倉の里会会則改定の件
第2号議案	役員を選任する件

< その他 >

- ・小倉の里会ホームページの開設について
- ・最近のニュース

第1号報告 平成20年度事業報告

1 小倉の里会の活動再開

- 平成20年9月13日小倉の里会再開準備委員会を開催しました。会則の改定、役員を選任、事務局の設置などを議決し、小倉の里会の活動を再開いたしました。

会 長	川上 岳	A49(定住)	
副会長	岡田 明信	A119(定住)	事務局長
副会長	木下 康男	C93(別荘)	
幹 事	今城 治子	B60(定住)	広報担当
幹 事	宇佐見 福男	B30(別荘)	
幹 事	宮本 和幸	A5(別荘)	
幹 事	松原 弘	A125(別荘)	
会計監査	新庄 和彦	A46(別荘)	

2. 小倉の里会再開後の活動

- 活動再開後、10月から会員募集とともに軽井沢町、(社)長野県・信州観光協会等への関係先挨拶などの活動を行いました。
- その結果、軽井沢町では小倉の里別荘地内の開発、工事、別荘建設に際し、小倉の里会への説明と了承を業者へ指導または義務付けするなど「小倉の里会」の存在が認知されるようになりました。
- また、(社)長野県・信州観光協会も街灯7基撤去するにあたり、当会へ無償譲渡の打診をされるなど、当会の存在を意識しているようです。

3.平成20年度会計報告

(平成20年9月13日から平成21年3月31日)

	費目	金額(円)	備考
収入	会費収入	98,000	入会98戸
	小倉の里会繰越金	160,533	
	交流・親睦会残金	11,394	
	定住の会	1,158	
	利子収入	10	
	収入合計		271,095
支出	印刷費	8,400	入会案内、地図
	郵送費	6,090	入会案内の郵送代
	事務用品費	19,496	会長・会の印鑑、バインダー等
	備品・材料費	9,660	掲示板材料費
	諸手数料	1,550	振替用紙、キャッシュカード
	支出合計	45,196	
	差引収支	225,899	

■貸借対照表（平成21年3月31日現在）

[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	225,899	流動負債	0
現金・預金	225,899	固定負債	0
有形固定資産	0	負債の合計	0
無形固定資産	0	[正味財産の部]	
		正味財産	225,899
		次期繰越金	55,899
		積立金	170,000
資産合計	225,899	負債・正味財産合計	225,899

■財産目録

現金	7,856円		
預金	八十二銀行（普）	32,010円	郵貯（当） 186,033円

監査報告書

私は、小倉の里会の平成21年3月期の会計について監査した。

監査の結果、当会は適法かつ正確に処理されていることを認めた。

平成21年6月28日

小 倉 の 里 会 会 計 監 査

新庄和彦税理士事務所
税理士 新 庄 和 彦

第2号報告

平成21年度事業計画および予算の報告

1、平成21年度事業計画

1) 小倉の里開設40周年記念イベントの開催

- ・「40周年記念懇親パーティー」を本日開催

2) 広報活動

①「小倉の里会たより」発刊（4月創刊号、次回10月予定）

②掲示板の設置（正面入り口と女街道入り口に4月設置）

③Webサイトの開設 www.karuizawa-oguranosato.jp

- ・情報公開、透明性確保を目的にホームページの開設
- ・浅間山噴火等緊急ニュース等を希望者に配信

3) 事務局の体制強化

- ・広報担当：1名（Webサイト担当兼務）
- ・地区担当：A,B,C,K地区担当各1名 計4名

<参考資料:1>事務局のご紹介

会 長	川上 岳	A49	対外担当
副会長 事務局長	岡田 明信	A119	兼会計責任者
広報担当	名取 哲郎	A122	兼Web担当
A地区担当	中嶋 信市	A11	兼管理担当
B地区担当	玉野上 正俊	B18	(役員候補者)
C地区担当	金井 重信	C32	(役員候補者)
K地区担当	佐藤 由子	K33	兼管理担当

4) 行政等との連携

- ・入り口と導入路の街灯3基、(社)長野県観光協会より取替の上譲受(4月より点灯)
- ・メイン道路上の土砂の撤去(5月軽井沢町建設課実施)
- ・道路の段差(C85、C68→メイン)補修工事完了
(5月軽井沢町建設課実施)

<お願い>

各別荘地の隣接する道路上の土砂などを清掃・廃棄戴きま
す様お願いいたします。

5) アンケートの実施

- ・町や小倉の里会に期待すること、望むことなどアンケートを
通じて、今後の活動の参考にしていきたい

<参考資料:2> アンケート

ゴミ置き場 (3件)	<ul style="list-style-type: none">・夏季限定でも、ゴミ置き場を設置してほしい・ゴミを出す場所がほしい
道路関連 (3件)	<ul style="list-style-type: none">・道路のやり直しはできないか・道路を補修してほしい・道路をきれいにできないか
側溝関連 (1件)	<ul style="list-style-type: none">・側溝が詰まり、大雨が降ると別荘地に流れ込む。 自分のところは掃除しているが、他のところまでは手がまわらない。 皆でやるなど方法はないか
別荘案内看板 (1件)	<ul style="list-style-type: none">・案内看板が古くなって取れそう、取り替えるにはどうしたらいい
交通関連 (2件)	<ul style="list-style-type: none">・スピードを出す車が多い、散歩の時ちょっと怖い・避暑地です。もう少しゆったりとした気持ちがほしい
趣味、同好会 (1件)	<ul style="list-style-type: none">・「刺繍の会」があったらいいのですが。 どなたか教えてくれる方をご存じでしょうか

* 赤字は、追加コメント

6) 隣接地との一体感醸成

- ・旧開発公社(県観光協会)開発地と民間業者開発地とを一体として、「小倉の里別荘地」としていくため、隣接地の区画番号の検討
- ・大畑工務店、黒澤組、東京クレヨン別荘地を含め、区画番号の付番に関する意見ヒアリング(6,7月実施)
- ・軽井沢町役場で公図、参考図等から区画を調査(7月実施)

7) 入り口地図メンテナンスの検討

- ・大畑工務店、黒澤組と地図メンテ費用分担について協議(5~6月実施)
- ・地図メンテナンス費用2社に見積り依頼(7月実施)
- ・案内地図所有者である長野県観光協会には無償貸与を申出中(8月予定)

2 平成21年度予算

(平成21年4月1日から平成22年3月31日)

	費目	H20年度 実績	H21年度 予算	備考
収 入	前期繰越金	0	55,899	
	会費収入	98,000	120,000	入会120戸 目標
	その他収入	173,085	0	
	利息収入	10	100	
収入合計		271,095	175,999	

	費目	H20年度	H21年度	
支出	印刷費	8,400	13,000	たより、総会資料
	郵送費	6,090	24,000	たより、総会通知
	通信費	0	12,000	Webサイト
	会議費	0	10,000	総会会場費
	光熱費	0	15,000	街灯3基分電気代
	事務用品費	19,496	10,000	封筒、コピー紙
	賃貸借料	0	1,200	掲示板町道地代
	管理費	0	15,000	倒木処理等
	備品・材料費	9,660	2,000	掲示板材料費
	諸手数料	1,550	2,000	郵便振替用紙
	その他、予備費	0	70,000	地図メンテ、懇親会
	支出合計	45,196	175,200	
	差引収支	225,899	799	

第1号議案

小倉の里会 会則改定の件

第1条(名称)

本会は小倉の里会と称する。

第2条(目的)

本会は下記の目的を持つ。

- ・会員相互の親睦
- ・小倉の里およびその周辺の自然と景観の維持
- ・快適な別荘生活環境の維持

第3条(所在地)

本会は、軽井沢町発地1249-30に置く。

第4条(会員)

1、本会は、本会の趣旨に賛同する下記の者をもって会員とする。

・小倉の里及びその周辺の別荘等利用者または土地所有者

・小倉の里及びその周辺の居住者

2、本会の会員となろうとする者は、入会申込書を提出の上、会費を納入するものとする。

第5条(会費)

1、本会の会費は、総会において決定する。

→改定案 1,000円とする。

2、長期間に亘って会費を納入しない者は退会したものとみなす。

第6条(役員)

- 1、本会に次の役員を置くことができる。
会長1名、副会長2名以内、幹事若干名、会計監査
2名以内
- 2、会長、副会長、会計監査は役員の互選とする。
- 3、役員は定住者と別荘利用者で構成し、別荘利用者の役員を過半数とする。

第7条 (役員)の選任)

- 1、役員は、総会で選任する。
- 2、役員任期は2年とし、重任はさまたげない。

第8条 (役員の仕事)

- 1、会長は本会を代表し、総会を招集する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3、会計監査は、本会の会計を監査し、総会で報告する。

第9条(総会)

- 1、総会は本会の最高意思決定機関であり、その議決は出席会員の過半数による。
- 2、本会の定時総会は、夏季に開催する。
- 3、臨時総会は、会長が役員と協議して必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要請があった場合に召集する。

第10条(会計)

- 1、本会の会計は事務局が担当し、会長がそれを監督する。
- 2、重要な支出に関しては、あらかじめ会長の承認を得なければならない。
- 3、事務局は、本会のすべての収支を帳簿に記入し、会計監査の監査を受けなければならない。
- 4、本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日とし、総会に会計報告を行うものとする。

第11条(事務局)

- 1、事務局は、本会の目的を達成するための必要な施策および事業を行う。
- 2、事務局は、本会の目的達成のため、行政、開発業者等との折衝を行う。

- 3、事務局長および会計責任者は会長が任命し、役員会に付議する。
- 4、事務局員は、会長が任命する。
- 5、会長は、専門度の高い会員を事務局のアドバイザーとして任命することができる。
- 6、会長は、役員会に付議の上、親睦会、同好会等を置くことができる。

第12条(会則改定)

本会の会則は、総会の決議により改定する。

昭和54年3月10日 制定

平成20年9月13日 改定

平成21年8月14日 改定

第2号議案 役員を選任する件

(就任順、五十音順)

候補者番号	氏名	別荘番号	
1	岡田 明信	A119(定住)	重 任
2	川上 岳	A49(定住)	重 任
3	木下 康男	C93(別荘)	重 任
4	新庄 和彦	A46(別荘)	重 任
5	松原 弘	A125(別荘)	重 任
6	宮本 和幸	A 5(別荘)	重 任
7	金井 重信	C32(定住)	新 任
8	中条 健司	B 1(別荘)	新 任
9	玉野上 正俊	B18(定住)	新 任

今城治子氏、宇佐見福男氏は、本総会の日をもって退任いたしました。

最近のニュース

◆クマ情報

- ・6月4日早朝、風越公園付近道路上で、目撃情報
- ・8月2日、中軽井沢カントリー脇道で捕獲

◆サル情報

- ・8月6日早朝、A地区南東路上で、サル1匹目撃

◆不法侵入、不法滞在

- ・7月26日、所有者から警察署に届出
B地区メインロード沿いのお宅で、お風呂、布団、冷蔵庫等使用した形跡あり長期間滞在していたもよう